

◆◆◆廃止届（毒物劇物業務上取扱者）について◆◆◆

- ◎ 業務を廃止した場合は、すみやかに届出を行う必要があります。（毒物及び劇物取締法第22条）
- ◎ 提出部数：1部（写しを取って、控えを保管してください。）
- ◎ 届出先：枚方市保健所 保健医療課 薬事担当
電話(072)-807-7623
- ◆郵送 〒573-1197 枚方市禁野本町2-13-13
(令和7年7月7日に上記所在地へ移転しました)
※收受印を押印した届書の返送を希望する場合は、届書（控え）及び返信用封筒（宛先の記載、郵便料金分の切手の貼付があるもの）等を同封してください。
- ◆メール hirakatayakuji@city.hirakata.osaka.jp
※收受印を押印した届書のPDFファイルの返信を希望する場合は、メール本文に記載してください。

廃止届（毒物劇物業務上取扱者）の記載上の留意点

- (1) 事業場の種類欄には、電気めっき業にあっては第1号、金属熱処理業にあっては第2号、運送業にあっては第3号、しろあり防除業にあっては第4号と記載すること。
- (2) 事業場の名称及び所在地は、以前に提出した業務上取扱者届書に記載したとおり記載すること。
ただし、住居表示変更があった場合には新しい住居表示に従って記入し、その旨を備考欄に記載すること。
- (3) 取扱品目欄には、電気めっき業及び金属熱処理業者にあっては、取り扱った無機シアン化合物名を、運送業にあっては、運送していた毒物又は劇物の名称を、しろあり防除業にあっては、取り扱った砒素化合物名をそれぞれ記載すること。
- (4) 廃止年月日は実際に業務を廃止した日を記載すること。
- (5) 廃止の日に現に所有する毒物又は劇物の品名、数量及び保管又は処理方法については、具体的に記載すること。
- (6) 備考欄には、廃止の理由を記載すること。
- (7) 届出年月日は、提出日を記載すること。
- (8) 住所及び氏名は、以前に提出した業務上取扱者届書に記載したとおり記載すること。